

第2号

学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会 学校教育推進室 令和7年7月3日
〒577-8521 東大阪市荒北一丁目1番1号 TEL06-4309-3268~9

学校教育基本目標

すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を

重点目標

総合的視点に立つ教育の推進

人権尊重に徹した教育の実践

「探究と対話」をもとに学び続ける教職員へ

信頼に応える学校づくり

学校・家庭・地域の協働

夏の交通事故防止運動

7月の1ヶ月間、夏の交通事故防止運動が実施されます。

この運動は、夏の行楽期を迎えるにあたり、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故の防止を図ることを目的としています。

運動の重点とスローガン（一部抜粋）

- ・自転車の安全利用の推進
「ヘルメット あごひもカチッと 出発だ」
- ・こどもの交通事故防止
「どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり」



「夏の交通事故防止運動」の
実施について[大阪府 HP]

自転車安全利用5則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



← 警察庁「自転車安全利用五則」



“こどもの交通事故防止対策の要点”

[大人の配慮事項]

- 交通ルール遵守の手本を示す
こどもの前で、信号無視や乱横断をしない
こどもは大人のまねをする
- こどもに対する思いやりの気持ちを持つ
こどもが横断しようとしていたら
・運転者 → 停止・減速
・運転者以外 → 保護・誘導
により、こどもの安全な横断を確保
- こどもの急な飛び出しに備え減速する
・「学校」、「幼稚園」、「保育所等」の周辺
・「通学路」、「園児のお散歩コース」、「住宅街の道路」

おとなが手本を
示すように
行動することが大切

警察庁「こどもの交通事故防止対策の要点」→



自転車の交通違反は事故に直結する危険な行為です。
自転車を利用する際は、必ずルールを守りましょう。

[警察庁ホームページ]

- ◆自転車は車のなかま
～自転車はルールを守って安全運転～ →



[警視庁ホームページ]

- ◆自転車に係る主な交通ルール →



[警察庁ホームページ]

- ◆「自転車の安全利用の促進」キッズページ →



夏休みは、子どもだけで外出する機会が増えます。

子どもたちが夏休みを安全に過ごすためにも、横断歩道の渡り方や、道路にひそむ危険性、自転車の安全利用について、子どもと対話してみてください。

7月はいじめ防止推進月間

東大阪市では、「東大阪市いじめの防止等に関する条例」において、7月を「いじめ防止推進月間」と定め、右に示している「のぼり」と併せて「ポスター」を学校園へ配付しいじめの防止について広く啓発しています。

学校園では、いじめは重大な人権侵害であり、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という考えのもと、すべての教育活動を通じて、自己肯定感、自己有用感を育み、自分と自分の周りの人を大切に、認め合うことで誰もが安心していられる集団づくりに取り組んでいます。また、子どもが発する小さなサインを見逃さないよう、いじめアンケートの実施や相談窓口の周知などにより、早期発見・早期対応に努めています。

保護者や地域の方におかれましても、子どもたちに気になる様子がありましたら、学校園または学校教育推進室までお知らせいただき、解決に向けて一緒に考え、取り組んでいきましょう。



7月いじめ防止推進月間啓発のぼり

子どもの態度や様子がおかしいと感じたら……

☆じっくりと聴いてください

子どもが話し始めたら、まずは、自分の意見をはさまず最後まで聴いてあげてください。

☆学校に相談してください

学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応します。

☆相談する機関があります

学校に相談しにくい、他の意見も聞いてみたい、対応に困っているというときには、下記の相談機関があります。

【学校以外の相談窓口】

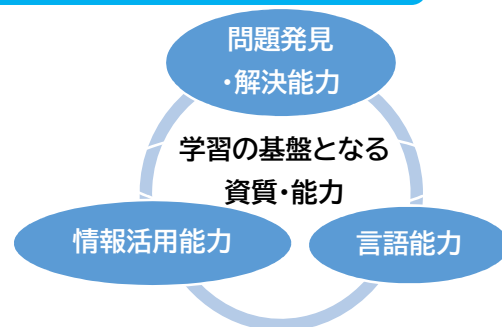
■東大阪市教育センター (平日 9 時～17 時 30 分)	「いじめ・悩み110番」(子ども専用)	:06-6732-0110
	「子どもの悩み相談」(保護者・市民専用)	:06-6720-7867
■大阪府教育センター (平日 9 時 30 分～17 時 30 分)	「すこやかホットライン」(子どもからの相談)	:06-6607-7361
	「さわやかホットライン」(保護者からの相談)	:06-6607-7362
(平日の時間外及び休日)	「すこやか教育相談24」(子ども・保護者)	:0120-0-78310

学校図書館の活用を通して ～情報活用能力の育成～

本市では、学校司書と教職員が協力しながら学校図書館の活用を推進しています。活用をより促進するため、今年度より学校図書館に新聞を配備する事業もスタートし、各学校で活用がすすんでいます。

また、学校図書館を活用した授業も年々増えてきており、「図書館資料から必要な情報を集めて、一人一台端末にまとめる」等、図書館資料とICT 機器を融合した学びも行われています。

今後も、学校図書館の活用を通して、学習の基盤となる資質・能力の1つである情報活用能力の育成を進めてまいります。



図書委員による新聞記事のピックアップ (池島学園後期)



ICT×図書館資料を活用した授業風景 (池島学園後期)



調べ学習に向けての特設コーナー (森河内小)